

# 英国 外国人高度人材受入れで積極策

国際研究部 主任調査員 天瀬光二

欧州先進国間で、高度熟練労働者の不足問題が共通の悩みとなっている。各国はこぞって途上国から優秀な高度人材を受入れようとしているが、当然ながらその供給量には限界がある。しかも途上国の高度熟練労働者たちは欧州よりも比較的社会環境の整っている米国やカナダを目指す傾向があり、欧州がこうした人材を確保するのは容易ではない。各国ともさまざまな優遇措置を講じるなか、英国は従来の移民政策を整備し新入国管理五カ年計画を発表、高度人材を積極的に受け入れていくという姿勢を明らかにしている。

## 就労許可を免除して優先的に受入れ

居住権を有するかまたは英国に定住している英国市民および欧州経済地域(E E A)の加盟国民には、英国における就労の制限がない。しかし、これ以外の人が英国に就労を希望する場合、基本的には就労許可の取得が義務付けられている。就労許可は一定の資格および能力を必要とする職種を対象に発給される。

就労許可を取得するには、労働市場テスト(国内労働者では代替できないことを証明)を経ないといけないなど一定の手続きを踏まなくてはならず時間もかかる。このため政府は、一部の

優先的に受入れたいとする人材については、就労許可を免除して受入れるという措置を講じている。こうした措置のひとつが、外国人の高度人材を優先的に受入れようとする目的で導入された「高度技能移民プログラム(Highly Skilled Migrant Programme-略称H S M P)」である。

## 受入れ審査にポイント制を導入

H S M Pは、大学教授、医師等の資格所有者、法律、金融専門家など高度な技能を有する者が就労の機会を求めて英国に移住するのを許可するプログラム。二〇〇二年一月に開始された。

国内の求人なしで移住できる点

が特徴であり、労働市場テストの対象外という点でも労働許可とは異なる。また起業者を対象としたビジネス・ケース・ユニットのように雇用の創出や一定の投資水準などの条件も必要ない。受入れ申請の審査にはポイント制が用いられている。①学歴、②職歴、③過去の収入、④就労希望分野での業績などの分野で合計六五ポイント以上取得した場合に申請が認められる(表1参照)。

同プログラムで英国に入学し、一年間経済活動を行った後には在留期間の延長が認められ、さらに連続四年間イギリスに在居した後は永住許可の申請が認められる。二〇〇二年の導入以降、取得ポイントの引き下げ(七五ポイント→六五ポイント)など、細かい制度変更が加えられてきた。二八歳未満と二八歳以上では異なる条件で審査されているほか、二八歳未満であれば五ポイント加算されるなど、より若い人を志向した優遇措置となっている。

## 目立つポイントの増加

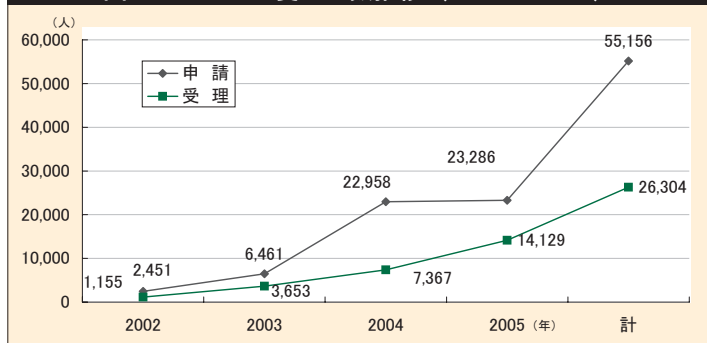
受入れ状況を見てみよう。二〇〇二年のプログラム開始以降、申請数、受理数ともに一〇倍以上の伸びを示していることがわかる(図2参

表1 H S M P受入れ基準(28歳以上)

審査区分	最高スコア	審査内容と点数
年齢	5	28歳以下=5点
		28歳以上=0点
学歴	30	学士号=15点
		修士号=25点
		博士号=30点
職歴	50	5年以上(博士であれば3年以上)の学士レベル正社員職務経験=25点 2年以上のシニアレベルまたは専門性の高いポスト経験を含む、5年以上の学士レベル正社員職務経験=35点
		5年以上のシニアレベルまたは専門性の高いポスト経験を含む、10年以上の学士レベル正社員職務経験=50点
過去の収入(年収)	25	Aグループ 4万ポンド以上=25点、10万ポンド以上=35点、25万ポンド以上=50点
		Bグループ 1万7,500ポンド以上=25点、4万3,750ポンド以上=35点、1万9,375ポンド以上=50点
		Cグループ 1万2,500ポンド以上=25点、3万1,250ポンド以上=35点、7万8,125ポンド以上=50点
		Dグループ 7,500ポンド以上=25点、1万8,750ポンド以上=35点、4万8,875ポンド以上=50点
		Eグループ 3,500ポンド以上=25点、8,750ポンド以上=35点、2万1,875ポンド以上=50点
就労希望分野での業績	25	特筆すべき実績・業績を残している=15点
		きわめて優秀な実績・業績を残している=25点

出所:労働政策研究報告書No.59「欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合」(2006)

図2 H S M P受入れ数推移(2002—2005)



出所:労働政策研究報告書No.59「欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合」

照)。国籍別に見ると、二〇〇三年以降、インドからの労働者の増加が顕著だ(表3参照)。

### 選択的受入れへ

移民を受け入れる制度は、その時々  
の政治・経済・社会状況を反映して刻々と変わる。英国の受入れ政策もこれまで、たとえば医療従事者が足りない、理工技術系学生を確保したいなどその時々々のニーズに応じて策定されてきたため、受入れスキーム数が八〇種類にも及ぶなど制度はかなり複雑化していった。優秀な人材を迅速に確保するためには、複雑な制度を改め、手続きの簡素化を図る必要がある。政府はこうした経緯より二〇〇五年二月、従来の受入れ政策を一つの体系に整理する「入国管理五カ年計画」を発表した。この新規計画により、移民は五段階の技能レベルに分類されることとなった。(表4参照)

第一層と第二層の入国者については、現在の高度技能移民プログラムと同様にポイント制を導入し、五年間の就労後に定住権の申請を可能とする(図5参照)。この場合、語学試験と市民試験に合格することが必要である。従来は四年間の就労後に定住権を申請することが可能であったのに、この期間が五年間に延長された理由は、定住化受入れが厳しくなったと理解するよりも、EU諸国間との関係からの改正と見るべきであろう。EU諸国間では、合法的就労者が五年間就労した場合に、居住国での定住権申請可能という統一基準に向けて合意形成中だからである。また、就労期間だけでなく、英語の語

学試験と英国文化・慣習などに関する知識を問う市民試験に合格することを課したことも他のEU諸国と同様の措置をとったものと言える。

### 不法就労対策の強化

一方、低熟練労働者については査定期限の切れた段階で出国しなければならぬとする帰国担保も今回の改正では強調されている。また政府は、この五カ年計画と同時に、不法就労阻止の

ための国境警備の強化と不法就労対策  
を内容とする移民・難民・国籍法案(Immigration, Asylum & Nationality Bill)を発表した。二〇〇五年六月に公表されたこの法案は、先の五カ年計画と車の両輪を成すものである。内容としては、①電子プログラムを利用した国境警備の強化、②警察、入管、税関への旅客・乗員・貨物等に関する情報提供要請権限の付与(テロ対策を念頭に)、③生体認証を利用して、すべてのビザ申請者から指紋の採取、④不法就労者を一人雇用すること

者の一人雇用すること

表3 主要国籍別HSMP受入れ状況(2002—2005)

国籍	2002		2003		2004		2005		計	
	申請	受理	申請	受理	申請	受理	申請	受理	申請	受理
インド	391	176	1,171	651	7,301	1,933	9,050	5,483	17,913	8,243
パキスタン	169	55	630	265	4,472	977	3,777	1,656	9,048	2,953
オーストラリア	129	83	335	235	1,359	639	1,235	1,183	3,058	2,140
アメリカ	325	269	692	558	787	450	595	508	2,399	1,785
南アフリカ	106	69	477	342	1,045	585	760	693	2,388	1,689
ナイジェリア	272	30	557	182	1,996	432	2,459	882	5,284	1,526
ニュージーランド	29	19	154	115	698	331	692	682	1,573	1,147
ロシア	48	33	134	96	323	141	290	233	795	503
カナダ	69	48	115	89	201	105	171	138	556	380
バンラディッシュ	27	14	113	46	381	113	386	206	907	379
スリランカ	29	8	82	39	243	84	328	207	682	338
中国	53	32	252	153	986	357	756	502	2,047	1,044
ジンバブエ	89	28	179	73	246	86	172	89	686	276
マレーシア	23	14	59	32	138	63	176	137	396	246
エジプト	27	12	57	32	125	80	134	108	343	232
トルコ	26	9	81	56	124	50	120	79	351	194
イスラエル	15	9	60	45	115	51	66	61	256	166
ウクライナ	19	8	43	24	155	57	82	76	299	165
イラン	34	9	82	31	125	41	118	74	359	155

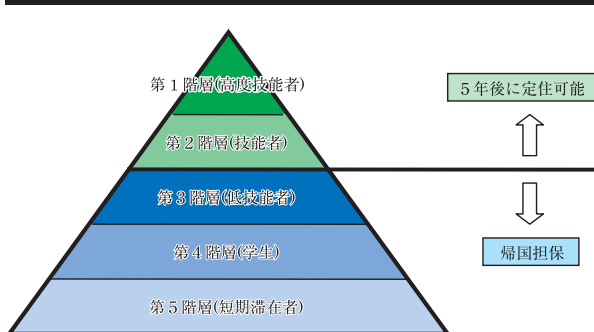
出所：労働政策研究報告書 No. 59「欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合」(2006)

表4 新入国管理5カ年計画における移民の分類

第1層	高度技能者	経済発展に貢献する高度技能を持った人(科学者、企業家など)
第2層	技能労働者	国内で不足している技能を持った人(看護師、教員、エンジニアなど)
第3層	低技能者	労働力不足に応じて人数を制限して入国する人(建設労働者など)
第4層	学生	
第5層	他の短期的移民	外国企業からの派遣労働者、文化交流事業での若者の交流等

出所：労働政策研究報告書 No. 59「欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合」(2006)

図5 新入国管理5カ年計画基本方針



出所：労働政策研究報告書 No. 59「欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合」(2006)より

に、雇用主に二〇〇〇ポンドの罰金を課す、⑤家族がイギリスにやってくる場合の来訪先は近親者に限る(家族呼び寄せの制限)など。  
ところでこの五カ年計画をまとめた報告書のタイトルは「選択的受入れ(Selective Admission)」(Home Office, 二〇〇五)というもの。実はこの計画の眼目はここにある。すなわち今後英国の移民受入れ政策は「国の利益になる人のみを選んで移住させる」、「一方で低熟練労働者の受入れは制限する」という明確なコンセプトをもって運用されていくものと思われる。  
(参考)労働政策研究報告書 No. 59「欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合」(二〇〇六)